

令和5年8月15日

福祉局

生活保護法に基づく指定介護機関に対する行政処分について

東京都は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する第51条第2項第8号（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において、その例によるものとされた場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、以下のとおり指定介護機関に対する行政処分を行いました。

1 開設者

- (1) 名称 株式会社ファーストリバーメディカルコンサルティング
(2) 所在地 東京都町田市三輪町501番地2

2 指定介護機関

- (1) 名称 ファーストリビング町田三輪
(2) 所在地 東京都町田市三輪町501番地2
(3) 介護事業所番号 1373201100
(4) サービス種類名 認知症対応型共同生活介護（平成22年2月25日）
及び指定年月日 介護予防認知症対応型共同生活介護（平成22年3月1日）

3 行政処分の内容

生活保護法第51条第2項第8号の規定に基づく指定介護機関の指定の取消し

4 指定取消年月日

令和5年6月30日

5 指定取消しに至った経緯及び事由

指定介護機関「ファーストリビング町田三輪」は、東京都町田市から介護保険法上の指定取消（人員基準違反、運営基準違反、高齢者人格尊重義務違反、監査忌避）がありました。

この町田市からの指定取消を受けて、生活保護法第54条の2第5項において準用する第51条第2項第8号の規定により指定介護機関の取消事由に該当するため、介護保険法取消年月日と同一の令和5年6月30日付で取消処分を行いました。

(問合せ先)

東京都福祉局生活福祉部保護課介護担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
直通電話 03-5320-4059

【参考】関係法令

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）

（指定の辞退及び取消し）

第 51 条 （略）

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～七 （略）

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分違反したとき。

九～十 （略）

（介護機関の指定等）

第 54 条の 2 （略）

2～4 （略）

5 第 49 条の 2（第 2 項第 1 号を除く。）の規定は、第 1 項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第 50 条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第 2 項本文の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含み、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第 2 項本文の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第 50 条及び第 50 条の 2 中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第 51 条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第 2 項、第 52 条第 1 項及び第 53 条第 1 項から第 3 項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第 4 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

生活保護法施行令（昭和 25 年政令第 148 号）

（法第 51 条第 2 項第 8 号に規定する政令で定める法律）

第 4 条の 3 法第 51 条第 2 項第 8 号（法第 54 条の 2 第 5 項及び第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める法律は、次のとおりとする。

一～二十 （略）

二十一 介護保険法

二十二～三十五 （略）

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）

（支援給付の実施）

第 14 条 （略）

2～3 （略）

4 この法律に特別の定めがある場合のほか、支援給付については、生活保護法の規定の例による。

5～8 （略）